

## 第3章 多文化共生の推進に関する基本的な考え方

### 1 滋賀県がめざす多文化共生社会の姿

- (1) 県民一人ひとりが、地域社会の担い手として対等な関係を築くことを目指しながら、多様性を生かして活躍することで、地域の社会や経済が活性化しています。
  - ・国籍や民族などの違いにかかわらず、異なる生活習慣や文化、価値観を認め合い、地域社会の担い手として対等な関係を築くことを目指しながら、さまざまな活動に共に参加し、協力することにより、多様性を生かした新たな価値を創出し、地域がより一層活性化し、発展しています。
- (2) 互いの文化を尊重し、県民の異文化理解力や国際感覚が向上しています。
  - ・異なる文化について、お互いに理解を深め、尊重する、豊かな国際感覚を身につけた県民が増加しています。
- (3) すべての人が利用可能なユニバーサルデザイン<sup>15</sup>の地域づくりが進んでいます。
  - ・多文化共生の社会づくりの推進により、年齢、性別、国籍、文化、言語、能力などの違いにかかわらず、すべての人が暮らしやすいように、まちやもの、環境、サービスなどを創っていきこうというユニバーサルデザインの地域づくりが進んでいます。
- (4) 多様な主体と協働した地域づくりが進んでいます。
  - ・県民、地縁組織、NPOなどの市民活動団体、企業、大学、行政など多様な主体が協働することにより、それぞれの機能を発揮し合いながら多文化共生の地域づくりが進められています。
- (5) 県民の人権意識が高揚しています。
  - ・多文化共生施策を推進することにより、「国際人権規約」や「人種差別撤廃条約」、「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」などに規定されたすべての県民の人権意識が高揚しています。

### 2 基本目標と体系

#### (1) 基本目標

滋賀県で暮らし、働き、学ぶすべての人が、国籍や民族などの違いにかかわらず、相互に人権と個性を尊重しながら、多様性を生かして活躍できる多文化共生の地域社会を目指す。

#### 《多文化共生とは》

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

(平成 18 年 (2006 年) 3 月 総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書」より)

